

**ごみは必ず分別し、ごみの減量・資源化にご協力ください。  
ごみステーションは分別ルールを守り適切な利用を**

村指定のごみ袋を使用、氏名を記入して村内の決められた場所(ごみステーション)へ、決められた時間(収集日当日の午前7時~8時)に出してください。ごみの分け方・出し方・注意事項などは山形村生涯学習カレンダー、ごみ分別辞典、村ホームページなどで確認してください。

		収集日	ごみ袋
可燃ごみ		毎週 月・水・金曜日	指定袋(赤文字)
資源物	容器包装プラスチック (白色トレイ含む)	毎月 第2・第4火曜日	指定袋(黄文字)
	金物類	毎月 第1土曜日	指定袋(緑文字)
	ペットボトル	毎月 第2土曜日	指定袋(黄文字)
	紙類	毎月 第3土曜日	新聞、段ボール、紙パック等種類別に
	ガラスびん	毎月 第3火曜日	指定袋(緑文字)
	乾電池	4・8・12月の第2木曜日	レジ袋など
	蛍光管類	7・11・3月の第2木曜日	購入時の箱など
	布類	毎月 第4土曜日	透明袋(80cm×90cm以内)
埋立ごみ	ガラス屑・陶磁器類	毎月 第1木曜日	指定袋(緑文字)
	家庭廃棄灰など	毎月 第4木曜日	指定袋(緑文字)
破砕ごみ		毎月 第3木曜日	指定袋(緑文字)
粗大ごみ(有料)		直接業者へ持込んでください(問い合わせ:住民課)	

- 収集日は年末年始や祝・祭日は変更になっている場合があります。
- 松本グリーンセンターへは可燃、可燃性粗大ごみの直接搬入もできます。(有料 免許証等の身分証が必要) お問い合わせ ☎47-2079

広 告



**機密書類処分の見積り無料で実施中です**  
**24時間利用可能な無料古紙回収ボックス**  
**設置しています**  
 お持ち込み歓迎いたします。  
 ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。



当社より半径4kmの地区、古紙回収を無料で実施いたします。  
 新聞・雑誌・チラシ・パンフレット・段ボール・その他の古紙を引取にお伺いします。

有限会社 **ヤマカ資源回収**

〒390-1131 松本市今井7254-8  
 TEL.0263-86-3877 FAX.0263-57-0680  
<http://nttbj.itp.ne.jp/0263863877/>

## 資源布類収集

○品目を限定して収集します。

- 資源布類として収集する品目 ポロシャツ・ワイシャツ・ブラウス・Tシャツ・肌着・ワンピース・スカート・シーツ・枕カバー・布団カバー・パジャマ・ゆかた・ジーパン・毛布・バスタオル・手ぬぐい・カーディガン・セーター・カーテン(レース、ビニール製以外)
- 資源に向かない品目 学生服・背広・スラックス・コート、ジャンパー等冬物類など

※限定品目でも、汚れている、ボロボロである布類は資源に適していませんので可燃ごみとして出してください。

※雨の日は出さないでください。濡れるとカビが発生するなど資源に適さなくなります。

## ごみ袋は村指定の袋を使って出してください

○村指定の袋は、村内の店舗などで販売しています。

○ごみを出すときは、分別区分を守って、口元をしっかり縛って、決められた場所へ出してください。

### ●指定袋の種類

#### 可燃ごみ袋(赤文字)

台所生ごみ・硬化プラスチック・布団類など



#### プラスチックごみ袋(黄文字)

容器包装プラスチック用・ペットボトル用



#### 不燃ごみ袋(緑文字)

金物類用・ガラスビン用・破碎ごみ用・埋立ごみ用



### ●指定袋以外

- 紙類  
新聞紙、雑誌類、段ボール、その他紙類(紙袋などに入れる)に分けてひもでしばるなどして出してください。
- せん定枝・落ち葉  
透明な袋(80cm×90cm以内)に記名して可燃ごみの日に出してください。
- 布類  
透明な袋(80cm×90cm以内)に記名なしで収集指定日に出してください。
- 乾電池  
レジ袋などに入れて出してください。
- 蛍光管類  
割れていない場合は、購入時の箱など。割れている場合は、体温計などと一緒にレジ袋などに入れて出してください。

## し尿の汲み取り

し尿の汲み取りは、山形村役場住民課までお早めに申し込んでください。なお、定期的に汲み取りを希望される方は住民課で手続きをしてください。

必要なもの：印鑑

(土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始および定期点検のときは汲み取りはしません。)

●汲み取り料金10ℓ当り103円(税込)、以降10ℓ上乗せするごとに104円加算されます。(清水高原等は割増有り)

## 家庭雑排水の汲み取り

家庭雑排水の汲み取りは、3ヵ月に1回の定期汲み取りになりますので、住民課で手続きをしてください。

必要なもの：印鑑

## 生ごみ処理機・コンポスター・せん定枝粉碎機購入補助金

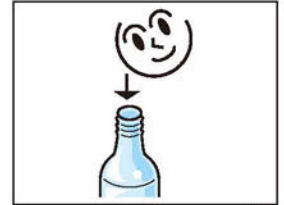
生ごみ処理機・コンポスター・せん定枝の粉碎機を購入、設置した場合は、役場から補助金が受けられます。

補助金額	限度額	必要なもの
購入額の1/2以内	5万円	・印鑑 ・購入したことがわかる領収書 ・払込先金融機関(申請書類は住民課にあります)

## ガラスビンは真上からみた口元の色で3種類に分別してください

- これらのビンはリサイクルされます。下記の事項を必ず守ってください。
- 村指定の袋を使用する
- 必ず袋に名前を記入する
- 透明・茶・その他の3種類に分別する(化粧ビンも資源ガラスビンに含まれます。)
- 口金を取って袋に入れる(手で口金などが取れない場合は、付けたまま出してください。)
- 中身を出してきれいに洗ってから袋に入れる
- ビンは割らずに出す

収集場所に出すときは口元をしっかりとしばって出してください。なお、セト物類・農薬のビン・かがみ・電球・蛍光灯などは絶対に入れないでください。



無色透明 茶 その他

## 家庭でできる生活排水対策

川や湖の汚れの大きな原因になっている生活雑排水は、私達のちょっとした注意で大きく改善されます。

個々の家庭で少しでも汚れたものを流さない努力をし、河川の汚濁物質を減らすことが必要です。

### 台所では

- 「流し」には三角コーナーやストレーナーなどを備え、固形物を流さずにこまめに取りましょう。
- 食器や鍋などに付着した油や汚れをゴムべらや不要な紙で拭き取ってから洗いましょう。
- 廃食用油の発生量を少なくする工夫をしましょう。廃食用油をやむを得ず捨てる場合は、古紙やぼろ布などにしみ込ませたり市販の油固化剤を用いて固めるなどして可燃ごみとして処分しましょう。

## 洗濯では

- 石けんや無リン洗剤は、決められた量を計って使いましょう。
- 風呂の残り湯は洗濯に使用しましょう。

## 沈澱槽や浄化槽の適正な管理に努めましょう

- 沈澱槽の能力を充分発揮させるには定期的な汚泥の引き抜きや浮遊物の除去が必要で、これらの管理が悪いと処理が不十分になり水質汚濁の原因となります。

## ごみの減量化・リサイクル

一人ひとりの小さな積み重ねがごみの減量につながります。できることから始めてみましょう。

- 使い捨て容器・製品を安易に購入せず、詰め替え式商品を利用しましょう。
- より寿命の長い商品を利用しましょう。
- 商品を捨てるときに、環境へ与える影響の小さい商品を利用しましょう。
- 故障した物はなるべく修理して使いましょう。
- トイレットペーパー、ノート、計算用紙、封筒、壁紙、電気掃除機用フィルター袋、屑入れ、バケツ、ペンスタンドなど、古紙や廃プラスチックなどの再生資源から製造した商品がたくさんあります。できる限り再生品を使用しましょう。
- 適正な包装をしている商品を選択し、不必要な包装は辞退しましょう。
- 簡易包装を実施している事業者に協力しましょう。
- 買い物には買い物袋などを持参するようにしましょう。

## 入れ歯のリサイクル回収(98-3112)

### ❖ 不要になった入れ歯は捨てないで、リサイクルに

入れ歯のリサイクル回収にご協力ください。

入れ歯回収ボックスは、保健福祉センター「いちいの里」の正面玄関を入った左側に設置してあります。

入れ歯には高価な金属が使われていることがあり、リサイクルで得られた収益金は日本ユニセフ協会に寄付され、世界の恵まれない子どもたちを救います。

#### 【注意】

- 不要になった入れ歯は、よく汚れを落とし、熱湯か入れ歯洗浄剤(除菌タイプ)で消毒してください。
- ビニール袋に入れ歯と、備え付けの用紙を入れて、投函してください。

※金属の使われている入れ歯のみ、回収します。

※入れ歯以外にも差し歯、歯にかぶせたクラウン、ブリッジ、歯につめたインレーも受け付けます。

お問い合わせは、住民課(☎98-3112)まで

## 住宅用雨水貯留施設設置補助金

住宅用に雨水貯留施設を設置した場合、役場から補助金が受けられます。

### ❖ 対象経費

- ・新品であること。
- ・雨水貯留施設の購入設置に要する経費で容量100ℓ以上のもの

### ❖ 補助金額

- ・100ℓ以上500ℓ未満の場合は1/2以内。ただし25,000円を限度。
- ・500ℓ以上の場合1/2以内。ただし50,000円を限度。
- ・1つの建物に対し1基の設置を限度。

### ❖ 必要なもの

- ・印鑑・見積書、領収書・設置箇所の位置図・設置完了後の写真

## 新エネルギー普及促進補助金(98-3112)

### 住宅用太陽光発電システム設置補助金

住宅用太陽光発電システムを設置しようとするとき、またはシステムを設置した住宅を購入した場合、役場から補助金が受けられます。

### ❖ 補助対象システム

- ・住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流ありで連結し、かつ、太陽電池の最大出力が10kW未満のもの
- ・未使用のもの(設置前に申請してください。)
- ・電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結できるもの

### ❖ 補助金額

太陽電池の最大出力1kW当り3万円を乗じた額(最大出力が4kWを超える場合は4kWを限度とする)

### ❖ 必要なもの

- ・印鑑
- ・設置費用の内訳が記載されている工事請負契約書または見積書
- ・設置予定箇所の位置図
- ・設置予定箇所を確認できる書類

## 公営墓地 使用者募集中(98-3112)

### ❖ ならう原霊園の使用者を募集中です。

#### ● 使用者資格

- ・山形村に住所のある方
- ・山形村に本籍を有する方で、山形村に住所のある世帯主または筆頭者を管理人として選定できる方

#### ● 永代使用料・管理料

永代使用料 489,000円(申請時)  
管理料 3,000円(年額)

- 墓石設置基準等条件があります。希望者は役場住民課へお問い合わせください。

# ③ 犬の飼い方(98-3112)

窓口

犬を飼うときには、近隣の人々に迷惑をかけない心くばりをするとともに、犬の本能・習性を理解して、愛情を持って、しつけや教育をしながら、家族の一員として終生飼いつづけてください。

## 登録や狂犬病予防注射を受けるには

### 飼い犬はいつ頃登録するのですか？

家の内外を問わず、飼っているすべての犬で生後3ヵ月(91日)を過ぎた犬は登録しなければなりません。

登録は生涯に1回です。登録は犬の戸籍ですから必ずしてください。登録すると鑑札を交付します。鑑札は必ず首輪につけてください。登録は役場で行ないます。

登録料金	3,000円
必要なもの	印鑑

消費税を含む

### 狂犬病の予防注射は何回するのですか？

生後3ヵ月(91日)以上の犬は、狂犬病予防法により、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。

山形村では春に集合注射会場を設けています。会場・実施月日は村の広報とYCSおよびハガキによりお知らせしています(詳しくは役場住民課にお尋ねください。なお、注射を受ける前に必ず登録してください)。

予防注射料金	2,950円
注射済票交付手数料	550円

消費税を含む

### ❖ 会場で受けられなかった場合

会場で受けられなかった方は、最寄りの開業獣医師医院で注射を受けてください。

ただし、上記料金の他に別途手数料が加算されます。

### 鑑札や注射済票をなくしたら

役場へ再交付の申請をして、鑑札と注射済票の再交付(有料)を受けてください。

鑑札	1,600円
注射済票	340円

犬の放し飼いは絶対禁止です。飼い主は、きちんとしつけをし、敷地内の適切な場所で鎖でつなぐか、オリなどの中で飼いましょう。散歩も常にヒモを持って行ないましょう。散歩時のフンは持ち帰りましょう。

## 住所や飼い主が変わったら

登録内容に何らかの変更が生じた場合は、30日以内に役場へ届け出てください。

### 変更届

	こんなとき	どうする	必要なもの
住所の変更	村内で住所が変わったとき	住所が変わったことを役場へ届け出てください。	
	村外へ引っ越したとき	山形村役場へ住所が変わることを届け出てください。 新住所の役場へ届け出てください。(鑑札は新住所の役場へご持参ください。)	鑑札
所有者の変更	登録した犬をあげるとき	鑑札は犬に着けたまま譲ってください。 役場に所有者が変わったことを届け出てください。	
	登録されている犬をもらったとき	前の飼い主の名前と住所を調べて役場に届け出てください。	鑑札 (村外からもらったとき)

## 愛犬が死んだら

登録(犬の戸籍)を抹消するため、役場に死んだことを届け出てください。

### 死亡届

こんなとき	どうする	必要なもの
飼い犬が死んだとき	役場に死んだことを届け出てください。	鑑札、 注射済票

## 愛犬が飼えなくなったら

生命の尊重は最も大事なことです。新しい飼い主を探してください。

### どうしても飼い主が見つからないときは保健福祉事務所へ

こんなとき	どうする	引取り日	必要なもの
保健福祉事務所で引き取る とき	役場へ所有権の放棄(死亡届)を届け出てください。	毎週火曜日 午前9:00~正午 お盆、5月の連休、年 末年始は休みです。	2,000円 印鑑 鑑札 注射済票

新しい飼い主を見つける手助けを動物愛護会で実施しています。

☎40-1943(松本保健福祉事務所内)